

AYLA HOUKAGO PARTNER

知的発達の遅れの ある子の支援

その子の人生の充実





知的障害とは

知的障害とは

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。

また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われています。

知的障害とは

知的機能

適応機能

知的障害は、言語や認知に関わる知的機能の遅れ（標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。）があり、日常生活や社会生活における適応が困難であることを特徴とします。通常、18歳未満の発達期に知的能力や日常生活のスキルの遅れとして明らかになります。

知的障害と発達障害

知的障害と発達障害はしばしば混同されますが、違いがあります。**知的障害**は、全般的な知的能力の低さが特徴であり、日常生活のスキルにおいて困難さがあります。一方、**発達障害**は、脳の機能的な問題により特定のスキルや機能の発達が遅れたり、特有の行動様式が現れることを指します。ただ、発達障害の中には知的障害を併存するケースもあるため、お子さんが表している行動の背景にある「個」の要素として、知的発達の程度を知ることはとても大切なアセスメントの一つです。また、知的障害については具体的な定義がなく、個別の判定によるとされています。

障害の医学モデルと社会モデル

知的障害は、個の要素として医学的には発達の遅れを持っている状態でもありますが、一方で環境との相互作用によって適応状況は変わります。



知的障害は、理解されにくさ等が社会のバリアとなって、行動に制限が加わったり、適応を難しくさせることがあります。

療育手帳制度

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付します。名称は、愛の手帳、みどりの手帳等様々で、「等級」についても交付元によって分け方が違います。療育手帳制度としては重度（A）とそれ以外（B）という2つの区分になっております。

東京都「愛の手帳」

愛の手帳とは

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度から4度に区分されます。

交付の対象となる方

東京都では、発達期(18歳未満)に何らかの原因により知的機能の障害がおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に愛の手帳を交付しています。

※自閉症スペクトラム障害などの方で、知的障害を伴うと判定された場合には、愛の手帳が交付されます。（知的障害を伴わない場合は、愛の手帳の交付対象とはなりません。）

東京都「愛の手帳」

判定とは、どのようなことをするのですか

「愛の手帳」の判定では、保護者等の方から発育状況をお聞かせいただいたり、ご本人との面接、知能検査などを行い、医学的・心理学的・社会診断的見地から総合判定に基づいて判定をしています。判定の方法については、18歳以上の場合と18歳未満の場合では異なる部分があります。

- 心理判定員が、ご本人と同行の保護者や家族の方から生育歴や日常生活についてのお話を伺い、18歳までの知的発達の状態とご本人の現在の状況をお聞きします。それから、ご本人に知能検査を実施します。
- 身長・体重の計測を行い、それから精神科医師がご本人や同行の方からお話を伺い、知的障害かどうかを診断します。この他、精神的・身体的合併症や問題行動についてお聞きすることもあります。

これらの結果から、精神科医、心理判定員等の協議により総合判定を行います。

東京都「愛の手帳」

1度（最重度）というのは、どのような状態ですか

最重度とは、知能指数（IQ）がおおむね19以下で、生活全般にわたり常時個別的な援助が必要となります。例えば、言葉でのやり取りやごく身近なことについての理解も難しく、意思表示はごく簡単なものに限られます。上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。

2度（重度）というのは、どのような状態ですか

重度とは、知能指数（IQ）がおおむね20から34で、社会生活をするには、個別的な援助が必要となります。例えば、読み書きや計算は不得手ですが、単純な会話はできます。生活習慣になっていることであれば、言葉での指示を理解し、ごく身近なことについては、身振りや2語文程度の短い言葉で自ら表現することができます。日常生活では、個別的援助を必要とすることが多くなります。上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。

東京都「愛の手帳」

3度（中度）というのは、どのような状態ですか

中度とは、知能指数（IQ）がおおむね35から49で、何らかの援助のもとに社会生活が可能です。例えば、ごく簡単な読み書き計算ができますが、それを生活場面で実際に使うのは困難です。具体的な事柄についての理解や簡単な日常会話はできますが、日常生活では声かけなどの配慮が必要です。上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。

4度（軽度）というのは、どのような状態ですか

軽度とは、知能指数（IQ）がおおむね50から75で、簡単な社会生活の決まりに従って行動することが可能です。例えば、日常生活に差し支えない程度に身の回りの事柄を理解できますが、新しい事態や時や場所に応じた対応は不十分です。また、日常会話はできますが、抽象的な思考が不得手で、こみいった話は難しいです。上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。

※上記は18歳以上の基準で、児童の場合は上記の度数でも、その発達年齢に応じて異なる基準で判定します。

療育手帳の度数や
IQの程度も
氷山の一部にある



知的障害の気づき

先天的要因

知的障害の原因の中で、出生前に生じたもの。
出産前後の感染症、染色体異常（ダウン症）等。

後天的要因

出生後の疾患（日本脳炎等の罹患や、感染症が重篤化して脳炎になる等）や、事故・怪我等頭部への外傷等。

生理的要因

子どもに特に基礎疾患は見られないが知的能力と正常発達の範囲内でないという場合等。

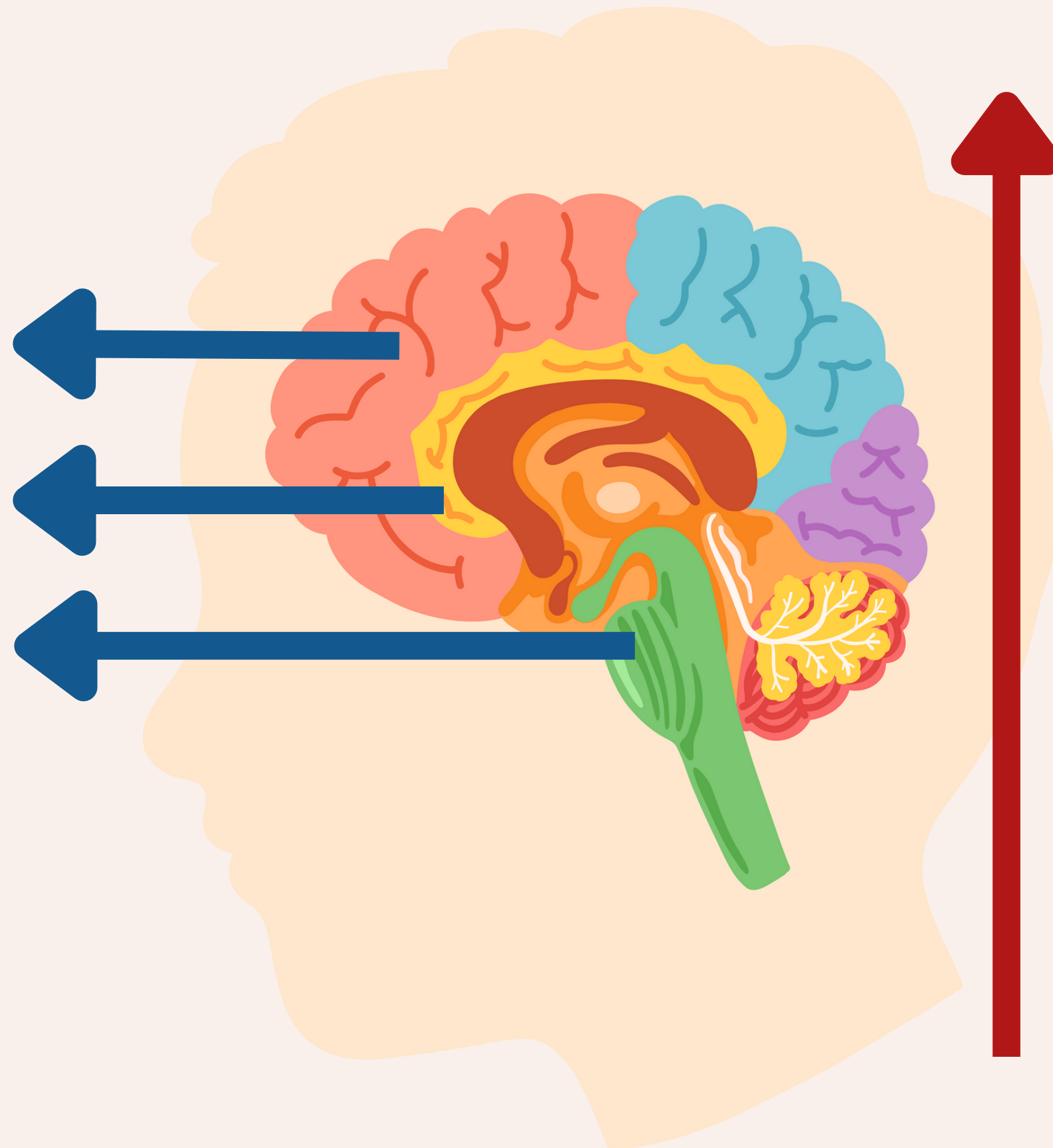
上記の要因以外でも、2～3歳以降、言語発達の遅れに保護者が気付いたり、乳幼児健康診査で言語発達が遅いことが分かったりすることを契機に医療機関における診断により判定につながっていきます。我が子に知的障害があることが分かったときの保護者の気持ちを出発点として、障害を理解することができるようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮、つまり保護者の心情理解が特に必要とされます。



知的障害の アセスメント

人間の脳の発達

大脳新皮質
大脳辺縁系
脳幹



大脳新皮質

こころの脳。社会の脳。

「赤信号だから渡ってはいけない」

「今は静かにしなくちゃ」

「鍋を触ると熱いから気を付けよう」

大脳辺縁系

感じる脳。

感情や愛着など情動活動。

脳幹

爬虫類の脳。生存のための脳。

脈拍、体温、暑い寒い、痛い等の反応。反射、防衛反応。

医学的側面から見た知的障害の状態

①既往・生育歴

- ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用
- ・ 入院歴や服薬 ・ 原因疾患の有無 ・ 育った国や言語環境
(・ 合併症の有無 ・ ・ ・ 自閉症、運動障害、てんかん等)

②知的機能の発達の明らかな遅れ

知的機能とは認知や言語などに関係する機能である。その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較した際に、平均的な水準より有意な遅れが明らかにあるということである。

医学的側面から見た知的障害の状態

③適応行動の困難さ

適応行動とは「日常生活において機能するために人々が学習した概念的、社会的及び実用的なスキルの集合」とされる。適応行動に困難さがあるということは、具体的には他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということである。よって適応行動の問題とは、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障や不利益を来している状態といえる。必要な支援や配慮なしに適応行動の習得が可能であるかどうかを把握しておく必要がある。

心理学的、教育的側面からの把握

①発達の状態等に関すること

a 身辺自立

食事、排せつ、着替え、清潔行動（手洗い、歯磨き等）などの日常生活習慣行動について把握する。

b 社会生活能力

買い物、乗り物の利用、公共機関の利用などのライフスキルについて把握する。

c 社会性

社会的ルールを理解、集団行動などの社会的行動や対人関係などの対人スキルについて把握する。

心理学的、教育的側面からの把握

①発達の状態等に関すること

d 学習技能

読字、書字、計算、推論などの力について把握する。

e 運動機能

協調運動、運動動作技能、持久力などについて把握する。

f 意思の伝達能力と手段

言語の理解と表出の状況及びコミュニケーションの手段などについて把握する。

これらについては、本児の合理的配慮や教育的ニーズを考える上で、インフォーマルアセスメントによる方法でも必ず観察・把握に努めましょう。

心理学的、教育的側面からの把握

②本人の障害の状態等に関すること

a 学習意欲，学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況

学習意欲，学習等の課題に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況について 次のようなことについて把握することが考えられる。

- ・ 学習の態度（着席行動，姿勢保持）が身に付いているか。
- ・ 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
- ・ 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
- ・ 読み・書き・計算などの学習の習得の状況はどうか。

心理学的、教育的側面からの把握

②本人の障害の状態等に関すること

ｂ 自立への意欲

主体的に自立しようとしている姿勢が見られるかについて判断することが必要となることから、次のようなことについて把握することが考えられる。

- ・ 自分で周囲の状況を把握して、行動しようとするか。
- ・ 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危険回避ができるか。
- ・ 自分でできることを、他者に依存していないか。
- ・ 周囲の支援を活用して、自分のやりたいことを実現しようとするか。

心理学的、教育的側面からの把握

②本人の障害の状態等に関すること

c 対人関係

学校生活を送る上で必要な集団における人間関係について、次のようなことについて把握することが考えられる。その際、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等と連携して、その状況を把握することが大切である。

- ・ 実用的なコミュニケーションが可能であるか。
- ・ 協調性があり、友達と仲良くできるか。
- ・ 集団に積極的に参加することができるか。
- ・ 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。
- ・ 自分の意思を十分表現することができるか。

心理学的、教育的側面からの把握

②本人の障害の状態等に関すること

d 身体の動き

自分自身の身体を自分の思い通りに円滑に動かすことができるかについて次のようなことについて把握することが考えられる。

- ・粗大運動が円滑にできているか。
- ・微細運動が円滑にできているか。
- ・目と手の協応動作が円滑にできているか。

心理学的、教育的側面からの把握

②本人の障害の状態等に関すること

e 自己の理解

自己の理解の状態について、次のようなことについて把握することが考えられる。子供によっては、自分の得意なことあるいは不得意なことを自ら把握している場合があり、自己の理解の状況について、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の協力を得て、把握することが大切である。自己の理解の状況については、次のような事項から把握することが望ましい。

- ・ 学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲をもっているか。
- ・ 自分のできないこと・できることについての認識をもっているか。
- ・ 自分のできないことに関して、教師や友達の支援を適切に求めることができるか。

心理学的、教育的側面からの把握

③諸検査等

a 知能発達検査

知能発達検査としては田中ビネー知能検査、個人内差を測定できるWechsler式知能検査や、認知処理能力と習得度を分けて測定するK-A B C、検査に対して十分に応じることが難しい子供でも、日本で作られた新版K式発達テスト等が活用できる。

b 適応機能検査

適応機能検査としては、新版S M式社会能力検査、日本版Vineland II 適応行動尺度、A S A 旭出式社会適応スキル検査がある。Vineland II 適応行動尺度は、最も国際的に用いられており、支援の評価に利用が可能である。



知的障害の困りごと

知的障害児と運動発達

脳の発達の機能的な問題として、知的障害のある子供は、自分の身体に対する意識や概念が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりすることがあります。知的障害者の運動能力は健常者と比較して低いこと、個人差がかなり大きいこと、知的レベルが高いほど運動機能が高くなる傾向にあることは、これまでの様々に研究されてきております。しかし、発達期において速度は遅いものの健常者と同様に運動機能が向上していくことなども報告されています。知的障害時は、運動や作業面でゆっくりと個人差はありますが発達していくと考えられますが、その過程で機会や意欲をなくしがちという面も懸念です。

知的障害児と言語発達

知的障害児の中で話し言葉を獲得できない者の比率は、精神遅滞児が17～38%、自閉症児が28～49%であり、特に成人にいたった自閉症や自閉傾向のある者のほぼ半数近くに有意味語の発話がみられないという報告があります。知的障害児の就学前相談で明らかになった言語発達の状況として「有意味語が獲得されていない」というものが69%を超えており、小学校の就学前から低学年にかけての知的障害児は、半数以上のお子さんで「有意味語の獲得をめざした支援」の段階であると分かります。知的発達の遅れにより理解に困難があったり、運動発達の面で言葉の獲得につながる模倣の困難さや、発声するための身体的な発達もすべてが関連しています。

言葉の発達遅れの背景



言葉の獲得には、人と人が同じものに注意を向ける「共同注意」の獲得が重要です。はじめは「自分・相手」や「自分・物」のように二項だった関係や、「自分・相手・物」のように複数に注意を払いコミュニケーションが広がっていくことを「三項関係の成立」といいます。また、表情、反射的な自己の動き、他者の行動の意図等に対しての様々な模倣も言葉の発達には欠かせない発達過程です。（ピアジェ「感覚運動期」）知的障害や自閉症は、この発達の段階につまずきがあります。

間主観的体験の不足

間主観性とは、「あなたはこういう気持ちだとわかるし、あなたも私のこういう気持ちをわかってくれる。そして、二人が分かりあっていることをお互いに分かっている」というような“他者と共にある私”を体験していくことで育まれるものです。乳児期から養育者とのかかわりの中で育ち、三項関係と同様に心の理論の発達に影響しています。

自閉症児は他者への関心が少なかったり、他者の意図を汲み取る或いは他者の意図を確かめるという機会の乏しさ等から、間主観的体験の少なさもやりとりの困難さの背景にあります。

知的障害児と常同行動

くるくる回る、飛び跳ねる、手をひらひらと動かす等の行動を繰り返し行うことを「常同行動」といいます。周りから見ていると特に意味のない動きに見えることもあるため、自閉症児者が社会から特異な目で見られる要因の一つでもあり、「やめさせた方がいいのかな？」と不安になることも少なくないと思います。

常同行動は、自閉症児者の知的発達や自閉傾向の重軽度によっても様々に現れます。

< 常同行動が起こる背景 >

- ① **同一性の保持**のため（安全を満たしたい）
- ② **感覚運動的遊び**のため（楽しい！を満たしたい）

常同行動の背景

安心を満たす

生活の規則性を保ち、それで安心を得ることにより社会に適応しようとする自閉症児にとっての合理的行動

楽しいを満たす

体に入る刺激そのものを楽しみ求める感覚探求や、感覚運動期のような探索遊びの状態

行動の前後の様子やその子の認知発達、言語発達段階をアセスメントすることで、その常同行動が何を目的に行われているものかを見立てていきます。

強迫的な状況になる場合

常同行動は、一つの目的として外界からの刺激に対する防衛機制としての機能と分かっています。つまり、常同行動は「**適応のための合理的な対処努力**」と考えることもでき、一般に不安や緊張が強まるところだわりも強まり、不安や緊張が弱まるところだわりも弱まりやすいです。また、常同行動と類似する行動として強迫があり、それらの行動には、連続性があると考えられています。常同行動は、感覚運動的な遊びとして体験されることもありますが、日常的に不安や緊張状態にさらされることによって、「適応のための合理的な対処努力」が続けば、強迫行動に移行する可能性もあるのです。

どういふ状況で
何を満たすために
生じているのか
観察しよう



常同行動は
不安が増すと頻回
になり強迫的に
なることも



脳幹の発達からはじまる

脳幹は、自律神経系の司令塔であり、食事、排泄、睡眠、安全等の**生命維持機能**です。脳幹の発達は胎児期からはじまり、乳幼児期に五感を感じる様々な経験を重ねていくことで急速に発達し、5年ほどの年数をかけて発達していきます。

脳幹は別名「**爬虫類の脳**」と呼ばれています。

脳の発達にも方向があり中心から末端へ向かい、外側の脳（上位脳）が育っていくにつれ、下位脳レベルの行動は抑えられていきます。

脳幹は脳の中でも、原始運動、原始反射、超速行動、常同行動をつかさどる部分です。（発達遅滞の子どもによくみられる行動）

感覚の発達を与える生活への影響



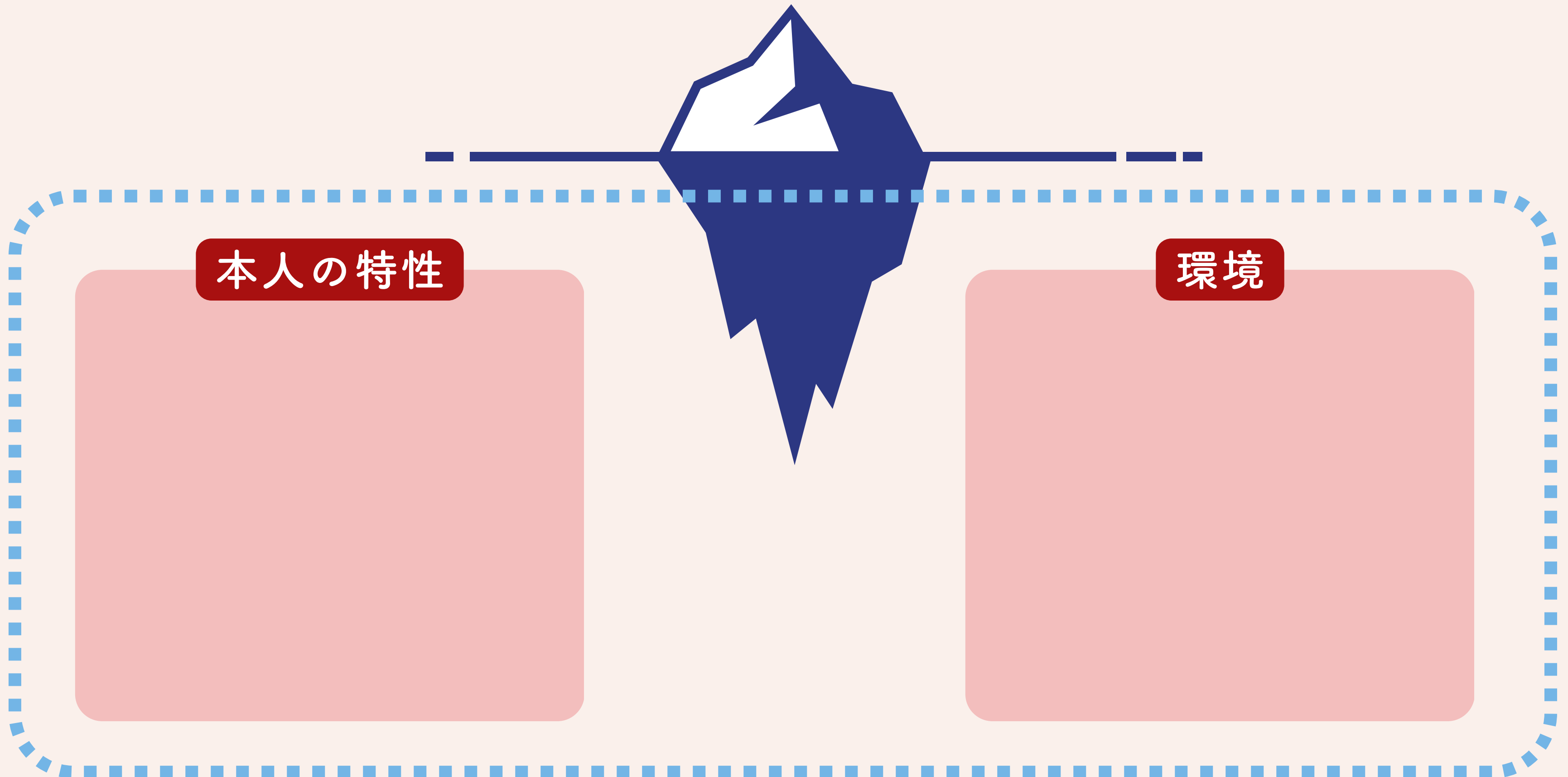
固有受容覚

前庭感覚



五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）の他にも、感覚には固有受容覚と前庭感覚というものがあり、この2つは「自覚しにくい感覚」と言われています。しかし、この固有受容覚と前庭感覚の発達に遅れや、敏感さ・鈍感さなどの偏りを持っていると、日常生活の様々な場面で困りごととして表れることがあるのです。また、触覚についても世界に安心安全を感じるためや情緒の安定をはかったり、学習を進める上でとても大切な感覚ですが、触覚が敏感すぎることで、困りを感じることがあります。

知的障害児の困り感を整理しよう





知的障害児の支援

知的障害児への教育的支援

1

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲

2

自己の理解と行動の調整に関すること

3

自己の理解と行動の調整に関すること

4

感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動

5

認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

6

姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

7

作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

8

コミュニケーションの基礎的能力に関すること

学習上又は生活上の困難を克服する意欲

知的障害のあるこどもは、コミュニケーションが苦手で、人と関わることに消極的になったり、受け身的な態度になったりすることがある。このことの要因としては、音声言語が不明瞭だったり、相手の言葉が理解できなかったりすることに加えて、失敗経験から人と関わることに自信がもてなかったり、周囲の人への依存心が強かったりすることなどが考えられる。そのため、まずは**自分の考えや要求が伝わったり相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験**を積み重ねることができるよう支援することが必要である。そして、他者とのコミュニケーションにおいて成功経験を積み重ねることで、こどもが自ら積極的に人と関わろうとする意欲を育てることが大切である。

自己の理解と行動の調整に関すること

知的障害のある子供は、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、**徐々に自信を回復しながら自己に肯定的な感情を高めていく**ことができるように支援をすることが大切である。



感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動

知的障害のある子供は、自分の身体に対する意識や概念が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりすることがある。そこで、粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体各部位を意識して動かしたり、身体各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりすることができるように指導することが必要である。このような指導を通して、子供が自分の身体に対する意識を高めながら、**自分の身体を基点として、位置、方向、遠近についての状況の把握や状況に応じた行動につながられるようにすることが大切である。**

認知や行動の手掛かりとなる 概念の形成に関すること

知的障害のある子供は、概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりすることがある。そこで、**興味や関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりできるようにすることで、確実に認知や行動の手掛かりとなる概念の形成につなげていくように指導することが大切である。**



姿勢と運動・動作の 基本的技能に関すること

知的障害のある子供は、知的発達の状態等に比較して、着替えにおけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。このことの要因としては、手指の巧緻性などの運動面の困難さや、課題に集中して取り組む持続性の困難さなどの他、目と手の協応動作などの認知面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。このような場合には、**道具等の使用に慣れ**ていけるよう、**興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材を用いて指導することが大切である。**

作業に必要な動作と円滑な遂行に 関すること①

知的障害のある子供は、粗大な運動や動作には問題は見られないものの、細かい手先を使った作業の遂行が難しかったり、その持続が難しかったりすることがある。このことの要因としては、自分の身体の各部位への意識が十分に高まっていないことや、手指の巧緻性などの運動面の困難さ、課題に集中して取り組む持続性の困難さなどのほか、目と手の協応動作などの認知面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。また見通しをもちにくいことから持続するのが難しいことも考えられる。

作業に必要な動作と円滑な遂行に 関すること②

このような場合には、手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、子供が両手や目と手の協応動作などができるような活動を用意して指導することが必要である。その際、単に訓練的な活動とならないよう、興味や関心のもてる内容や課題を工夫し、楽しんで取り組めるようにしたり、ものづくりをとおして他者から認められ、達成感が得られるようにしたりするなど、意欲的に取り組めるようにしながら指導することが大切である。

コミュニケーションの基礎的能力 に関すること

知的障害のある子供は、自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくいことがある。そこで、自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げることができるように指導することが必要である。また、人とのやりとりや人と協力して遂行するゲームをしたりするなど、コミュニケーションの基礎的な能力の活用を促す学習などを通して、自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりすることができるように指導し、子供が他者と適切な関わりができるようにすることが大切である。

コミュニケーション手段の 選択と活用に関すること

知的障害のある子供は、対人関係において緊張したり、記憶の保持などが困難であったりするため、適切に意思を伝えることが難しいことが見られる。そこで、**タブレット型端末に入れた写真や手順表などの情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真など、代替手段を選択し活用したコミュニケーションができるように指導することが大切である。**





知的障害児の将来

特別支援教育を 受けること について



障害受容とは

知的障害児の支援は、「我が子に障害があると分かった保護者の気持ちが出発点」といいました。障害受容とは、障害児者を支える家族の心情を語る上でよく出てくる言葉ですが、その捉え方についてもそれぞれです。「受容」と聞くと、すべてを受け容れ、悩みや悲しみが無い状態を想像するかもしれませんが、ゆえに、「受容」と言われると、苦しみ葛藤する保護者も少なからずいることと思います。障害受容とは、その状態（悲しみや混乱）に適応し再起できたとしても、発達段階が変わるごとに新たな悩みが訪れ、またその混乱に適応していくという繰り返しだと考えられます。障害受容について考える上では、保護者が抱えるアンビバレンスな思いにも目を向け、それに至った背景・物語を知ることが大切です。

保護者が抱えるアンビバレンス

そのままを愛したい

この子らしくいてほしい

のびのび育ってほしい

障害がなければよかった

もっとふつうになってほしい

ちゃんとさせないと

母親だけの問題（考え）ではない

母親の抱える「物語」も影響している

母親の葛藤

- 思い描いていた子育てとのギャップ
- きょうだいへの複雑な思い
- 祖父母からの無理解な発言
- 夫婦のコミュニケーションの困難
- 周りからの励まし
- 自分自身の心労
- 我が子の将来への不安
- お母さん自身の生育歴による影響
- 経済的状况

どこに、だれに、なにを話したらいいの？



ナラティブ・アプローチ

ナラティブ（narrative）は、日本語では「物語」、「語り」、「声」などと表現されます。保護者と、こどもをまんやかにした支援方針について話し合う上で、家族のこれまでの歩みについて掘り下げていくことはとても大きな意味があります。一見、支援に直接関係ないと思う話でも、支援者が問いかけ、保護者が自らを語る中で、保護者がこだわっている「大きな物語」を見つけ出すことができます。それをキッカケに、何となく壁があると感じていた部分についても保護者が語り始め、ずっと大切に抱えて手放すことができなかった「大きな物語」を保護者自ら乗り越える力となっていくのです。そして、**ナラティブアプローチの最も大切なことは、相手を〇〇しないという姿勢**です。

相手を〇〇しないという姿勢とは？

保護者に自分の内面にある本心と向き合ってもらう。

保護者が支援者からの批判や否定を恐れず安心して本音と言える。

支援者は、保護者が醸し出している壁を取り払い、本音を聞ける。

それを叶えるナラティブアプローチに大切な〇〇な姿勢とは？

特別支援学校（知的障害）の対象

知的発達の遅滞があり、**他人との意思疎通が困難**で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（学校教育法施行令第22条の3）

* **他人との意思疎通の困難**とは

知的機能の発達の遅れが明らかにあることを前提に、基準として「他人との意思疎通が困難で」あることとし、具体的には特別な配慮なしにその年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示している。

特別支援学校（知的障害）の対象

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（学校教育法施行令第22条の3）

* 日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とするとは

「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である状態のこと。排せつの始末をする意味が分からずにトイレトペーパーを使う際にはほとんどの場合又は常に援助が必要、等が挙げられる。

特別支援学校（知的障害）の対象

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、**社会生活への適応が著しく困難**なもの

（学校教育法施行令第22条の3）

* **社会生活への適応が著しく困難**とは

低学年段階では、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）などが特に難しいことなどが考えられる。年齢が高まるにつれても、求められる適応行動は質的に変化する。

知的障害特別支援学級の対象

知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

二 知的発達が遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（学校教育法施行令第22条の3）

知的障害特別支援学級の対象は、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排せつ、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない状態である。一方、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが抽象的な概念を使った会話などになるとその理解が困難な状態の者となる。例えば「時間の概念」の理解の困難さや考えをまとめて話すことの困難さ等がある。

自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

一 自閉症又はそれに類するもので、**他人との意思疎通**及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

* **他人との意思疎通の困難**とは

一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であること。また身振り等で意思を伝達することが不得手であったり、質問に対してその質問文のまま返したりなどの傾向も見られる。相手からの言葉の意味を理解したり、それに応じた意思を伝達したりすることができないか、又は可能ではあるが、他人との会話を開始し、受け答えをしながら継続する能力に明らかな困難さがあることをいう。

自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

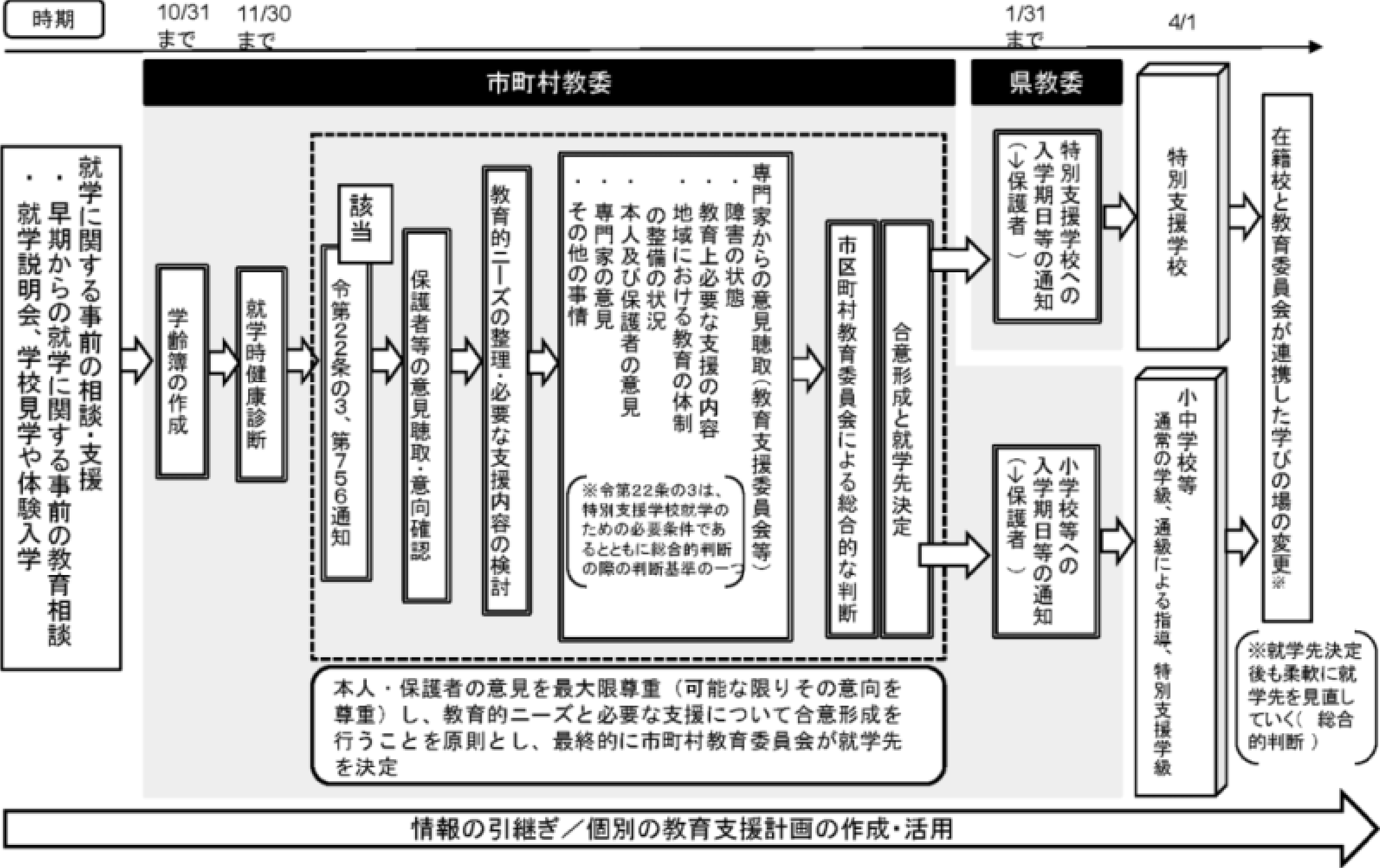
二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

* 対人関係の形成が困難とは

自他の役割を理解した協同的な活動、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を築くことなどが一般にその年齢段階に適した状態に至っていない。一斉指示や質問の理解に困難さがあったり、学習に参加している実感・達成感をもつことが難しいことから情緒的に不安定になったり、情緒が不安定になった際に具体的な方法を通して落ち着きを取り戻す経験を繰り返し積んでいく必要があたりする状態である子。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



防ぎたいことは



二次障害

軽度知的障害や発達障害のあるこどもの大きな課題の一つが、**二次障害**と呼ばれるものです。二次障害は、発達障害等を背景とした二次的な課題が生じている状態で、適切な支援介入がなされないと行動障害や反社会性パーソナリティ障害（規則や社会のルールを守ろうとしない、他人を傷つけたりいじめたりしてもそれを正当化するという特徴を持つ障害）等

等に発展するとされています。少年期や成人後の障害当事者の中には、知的機能の面で判断に誤りがあり触法者になってしまうケースもあれば、二次障害になっていて触法行為を繰り返してしまうケース等も認められます。また、逆に知的機能の面で知らぬ間に犯罪に巻き込まれたり、被害に遭ってしまうなどの問題も深刻です。

DBDのマーチ

ADHD

**反抗挑戦
性障害**

**行動
障害**

**反社会性
パーソナ
リティ
障害**

適切な対応がなされないことで進行

その他本人の尊厳や安全を侵害する行為

●異食、弄便、食便

口腔内の感覚刺激が強化子になっているケースが考えられる。
本児に許可された自由な遊びや玩具が不足している可能性がある。

●脱衣行為、服破り行為

触覚過敏によっての脱衣行為もあれば、感情の起伏に合わせて
自分がきている衣類を破る、壊す等の行為になるケースもある。

●自己刺激行動（自傷行為、性器いじり等）

意思表出の方法として行っていることもあれば、
感覚刺激を欲していたり、手持無沙汰になっている可能性もある。

応用行動分析を手立てに

きっかけ

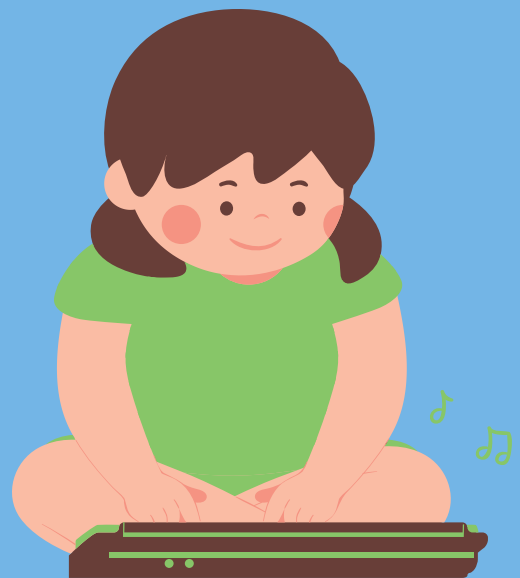
行動

結果

言葉での意思表出が難しいお子さんでも、重い障害がある方でも
「行動には必ず意味がある」という基本姿勢に立ち返り、問題行動
として浮き彫りになっている行動について**行動の機能分析**を行いま
しょう。

相手を 問題視しない、姿勢 が最も重要！

そうなった背景をとことん知る



知的障害児の育ち

できないことばかりよりは、できないことが少ない人生の方が良い。でも、自分の能力を超えた頑張りを求め続けられる生活だったら、失敗するたびに強く叱責されるばかりの毎日だったら。はたまた、もっと自分でできることがあっても、「どうせ失敗するから」と誰かがいつも先回りをしたり、「やらないで」と制限されたり、諦められてしまう環境にいたら。知的障害の有無に関わらず、こどもの発達は、「**発達の最近接領域**」の見極めがとても重要です。その子が持っているはずの能力も、やらなくて良い環境にいればやらなくなるし、努力させすぎれば、壊れます。保護者さんはきっと「どうしたらいいか分からない」という思いで、毎日を手探りで生きてきたのかもしれない。

普通から はみ出た子 ではない

その子の幸せ、その子の人生を考える

